

議案第242号

訴訟上の和解について

横浜地方裁判所川崎支部平成23年（ワ）第697号賠償金請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

1 事件名 横浜地方裁判所川崎支部平成23年（ワ）第697号賠償金請求事件

2 当事者 原告 川崎市

被告 ****

3 和解内容

(1) ****及び*****（以下「被告ら」という。）は、原告に対し、連帯して、本件和解金として、74,714,850円及びこれに対する平成22年12月1日から支払済みまで年8.25パーセントの割合による金員の支払義務があることを認める。

(2) ****（以下「****」という。）は、原告に対し、本件和解金として、59,243,100円及びこれに対する平成22年12月1日から支払済みまで年8.25パーセントの割合による金員の支払義務があることを認める。

(3) 被告らは、原告に対し、連帯して、第1項の元金74,714,850円を次のとおり分割して、原告指定の方法により支払う。なお、振込手数料は被告らの負担とする。

ア 平成25年1月から平成34年11月まで毎月末日限り 各620,000円

イ 平成34年12月末日限り 934,850円

(4) ****は、原告に対し、第2項の元金59,243,100円を次のとおり分割して、原告指定の方法により支払う。なお、振込手数料は****の負担とする。

ア 平成25年1月から平成34年11月まで毎月末日限り 各490,000円

イ 平成34年12月末日限り 933,100円

(5) 被告らが第3項のア又はイの分割金の支払を怠り、その額が1,240,000円に達したときは、被告らは、当然に期限の利益を失い、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残額を直ちに支払う。

(6) ****が第4項のア又はイの分割金の支払を怠り、その額が980,000円に達したときは、****は、当然に期限の利益を失い、原告に対し、第2項の金員から既払金を控除した残額を直ちに支払う。

(7) 被告らが遅滞なく第3項のア及びイの分割金を支払ったときは、原告は、被告らに対し、第1項の元金74,714,850円に対する平成22年12月1日から支払済みまで年8.25パーセントの割合による金員の支払義務を免除する。

(8) ****が遅滞なく第4項のア及びイの分割金を支払ったときは、原告は、****に対し、第2項の元金59,243,100円に対する平成22年12月1日から支払済みまで年8.25パーセントの割合による金

員の支払義務を免除する。

(9) 原告は、その余の請求を放棄する。

(10) 原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(11) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 和解理由

本事件については、原告である本市が、被告らに対し提起した賠償金請求訴訟であるが、横浜地方裁判所川崎支部から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解内容は本市の主張が認められていることを勘案し、和解しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 本市は、平成20年3月19日、堀川下水幹線その1工事（以下「本件工事1」という。）の一般競争入札を実施し、同月24日、*****（以下「****」という。）と工事請負契約を締結した。
- 2 本市は、平成20年5月30日、大島地区ほか下水枝線第101号工事（以下「本件工事2」という。）の一般競争入札を実施し、同年6月11日、***と工事請負契約を締結した。
- 3 本市は、平成20年9月17日、渡田向町地区ほか下水枝線第108号工事（以下「本件工事3」という。）の一般競争入札を実施し、同年10月3日、****及び*****（以下「被告ら」という。）で構成した**・**共同企業体と工事請負契約を締結した。
- 4 公正取引委員会は、平成20年3月12日から平成21年3月31日までの間において、本市が一般競争入札の方法により発注する下水管きょ工事について、被告らが他の事業者と共同して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の不当な取引制限の禁止の規定に違反する行為を行ったとして、平成22年4月9日、被告らに、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行い、これらの命令は、同法に基づく審判の請求がなされることなく確定した。
- 5 平成22年9月1日、本市は、****に対し、本件工事1及び本件工事2に係る工事請負契約に基づき、不正行為に対する賠償金として最終請負金額の10分の2に相当する額59,243,100円を、被告らに対し、本件工事3に係る工事請負契約に基づき、被告らで連帯債務として負担する不

正行為に対する賠償金として最終請負金額の10分の3に相当する額74,714,850円を同年11月30日までに支払うよう請求した。

6 被告らは、賠償金の支払請求には応じず、今後も引き続き、これに応じないと認められたため、本市は、平成23年7月1日、被告らに対して不正行為に対する賠償金支払請求の訴えを横浜地方裁判所川崎支部に提起した。

7 本事件は、係属して以来、数回に及ぶ口頭弁論等を経てきたが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。